最終更新日：2019年6月28日
株式会社ＣＤＧ
代表取締役社長 小西　秀央
問合せ先：06-6133-5200
証券コード：2487
https://www.cdg.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

CDGグループは、経営理念のもと、「CDGの基本的な考え方」を定め、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、持続的な企業価値の向上に努め、株主への説明責任を果たします。また、企業価値が認められ、持続的に成長するために、経営の透明性と効率性を確保するとともに、コンプライアンスの徹底を行うことで、お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等の株主以外のステークホルダーから信頼を得ることが重要であると認識しております。これらを前提に当社グループは、取締役・監査役の指名、報酬の決定、経営監視、コンプライアンスの確保を含む経営の諸問題に対して、「透明性の確保」、「適正性の確保」、「独立性の確保」、「意思決定の迅速化」を希求し、真に競争力を有した企業として成長すべく、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を経営の最重要課題として位置づけております。
当社の経営機関制度については、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び取締役などの職務執行の監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役及び監査役会という従来から会社法に規定されている機関制度を基本としております。その上で意思決定機能を強化するために経営執行会議、幹部会等の会議体を設置して、経営責任の明確化と業務執行の迅速性、意思決定の透明性の向上を図っております。したがって、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社型の経営機関制度を基軸としつつ、重要な業務執行課題については経営執行会議、幹部会等で十分な議論を経て迅速に展開し、これを取締役会が監督するという仕組みを基本としており、現体制は有効にその機能を果たしていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4】
当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えているため、現時点では議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後この比率が30%以上となった時点で、これらの対応について検討してまいります。

【原則 3-1】
⑴ 経営理念は当社ウェブサイトに掲載しております。今般のコーポレートガバナンス・コードの制定・改定を受けて、今後、中期経営計画等の公表の是非について検討してまいります。

⑶ 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。そして、個々の取締役の報酬額については、この報酬限度額の範囲内で、会社の業績や経営内容、世間水準および職責等を総合的に勘案し、取締役会の承認を受け決定しております。役員報酬等の決定方針については、現時点では特に定めておりませんが、今後、役員報酬等の決定方針を定めることを検討してまいります。また、取締役報酬の検討にあたり、当社は、現在、独立社外取締役の関与・助言を得るための仕組みを導入しておりませんが、今後、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための仕組みを導入することを検討してまいります。

【補充原則 3-1-2】
当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えているため、現時点では招集通知の英訳等、英語での情報の開示・提供を実施しておりませんが、今後この比率が30%以上となった時点で、これらの対応について検討してまいります。

【補充原則 4-1-2】
当社は、中期経営計画を開示しておりませんが、毎期初において、当該期の連結業績予想を開示しており、その実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。また、連結業績予想数値と実績数値との間に一定の乖離が生じた場合には、必要な開示を行うこととしております。 なお、今般のコーポレートガバナンス・コードの制定・改定を受けて、今後、中期経営計画の公表や中期経営計画が目標未達に終わった場合の株主への説明の要否等について検討してまいります。

【補充原則 4-1-3】
当社では最高経営責任者の後継者計画については、経営理念や経営戦略等踏まえ、適切に行われております。今後手続の客観性・適時性・透明性を高めるために指名や報酬などの重要事項を検討する独立した諮問委員会を設置し、当該委員会にて候補者が社長に相応しい資質を有するか等十分な時間をかけて、審議を行い、取締役会に意見具申を行う等の仕組みを検討してまいります。

【補充原則 4-2】
現状、当社の経営陣の報酬は、役員給与（月額定額報酬）、役員退職慰労金及びストックオプション（2016年8月付与分のみ）で構成されており、中長期的な業績と連動する役員報酬制度を部分的に導入するに留まっておりますが、今後中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような役員報酬制度を検討してまいります。

【補充原則 4-2-1】
現状、当社の経営陣の報酬は、役員給与（月額定額報酬）、役員退職慰労金及びストックオプション（2016年8月付与分のみ）で構成されており、中長期的な業績と連動する役員報酬制度を部分的に導入するに留まっております。
また取締役報酬の検討にあたり、当社は、現在、独立社外取締役の関与・助言を得る仕組みを導入しておりません。今後は客観性・透明性を強化していきたいと考えており、指名や報酬などの重要事項を検討する独立した諮問委員会の設置も検討課題としております。

【補充原則 4-3-2】
代表取締役の解任に関する具体的な手続きや解任基準等を定めておりません。今後は解任基準を策定するとともに、設立を検討する指名や報酬などの重要事項を検討する独立した諮問委員会への諮問を通じて、より会社の業績の評価等も反映させた、公正かつ透明性の高い選解任プロセスの実現を進める予定です。

【補充原則 4-3-3】
上記【補充原則 4-3-2】と同様。

【補充原則 4-8-1】
独立社外取締役2名は、毎月開催する定例取締役会に出席し、活発な意見表明を行っております。独立社外取締役間で独立した客観的な立場に基づく情報交換や認識共有は十分図れているばかりでなく、経営陣との間でも連絡・調整が十分図れていることから、この2名のみを構成員とする会合や「筆頭独立社外取締役」を設置する必要性はないと考えております。

【補充原則 4-8-2】
上記【補充原則4-8-1】と同様。

【原則 4-10】
取締役会の意思決定に際し、より客観性・透明性を高めることを目的とする独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための方針と手続きを、今後、検討してまいります。

【補充原則 4-10-1】
取締役候補の指名・報酬などの重要な事項に関する検討にあたり、当社は、現在、独立社外取締役の関与・助言を得るための仕組みを導入しておりませんが、今後当該事項に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化していきたいと考えており、指名や報酬などの重要事項を検討する独立した諮問委員会の設置も検討課題としております。

【原則 5-2】
今般のコーポレートガバナンス・コードの制定・改定を受けて、今後、中期経営計画等の公表の是非について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4】
政策保有株式に関する方針

（保有に関する方針）
・ 当社は、良好な取引関係・提携関係等の維持・発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持・強化に繋がり、かつ当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、株式を保有する。
・ 保有する全ての上場株式については、保有先会社との取引状況および当社の事業戦略等定性面の観点のほか、資本コストに見合っているかの検証、配当収益その他の経済合理性等の定量的な観点も踏まえ、保有の要否について総合的に検討する。検証の結果、保有の意義が薄れたと判断される株式については、株価の動向、市場への影響等を考慮のうえ売却を進める。
（2019年3月末時点の政策保有株式数は、2018年3月末時点の13銘柄から12銘柄となりました。）

（議決権行使に関する方針）
・ 政策保有株式の議決権の行使については、すべての議案に対して議決権を行使することとし、議案の内容のみならず、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえ、以下の観点から議案に対する賛否を判断する。
① 投資先企業の中長期的な企業価値の向上
② 当社グループの中長期的な企業価値の向上

【原則 1-7】
・ 当社グループの取締役及び監査役は、当社に対して、毎期「関連当事者取引管理規程」等に基づき、関連当事者間の取引の有無・内容等に関する確認書を提出しております。
・ 当社が関連当事者と新たに取引を行う場合には、取引内容、取引条件等について複数の独立社外取締役を含む取締役会で十分に審議したうえで意思決定を行います。
・ 関連当事者間の取引については、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則 2-6】
当社は、従業員の退職給付を充てるため、確定給付企業年金制度を導入しております。確定給付企業年金制度の積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関（第一生命保険株式会社）と契約を締結しており、全て一般勘定で運用を委託しております。すべてが一般勘定での運用であるため、運用にあたる適切な資質を持った専属人材の登用・配置は行っておりませんが、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、管理部門が業務を担当しております。担当者には適切な資質を持った人員を配置すると同時に、担当者を外部セミナー等に派遣するなど資質の向上を図っています。

【原則 3-1】
⑴ 経営理念は当社ウェブサイトに掲載しております。今般のコーポレートガバナンス・コードの制定を受けて、今後、中期経営計画等の公表の是非について検討してまいります。

⑵ 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他基本情報」の1. に記載のとおりです。

⑶ 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。そして、個々の取締役の報酬額については、この報酬限度額の範囲内で、会社の業績や経営内容、世間水準および職責等を総合的に勘案し、取締役会の承認を受け決定しております。役員報酬等の決定方針については、現時点では特に定めておりませんが、今後、役員報酬等の決定方針を定めることを検討してまいります。また、取締役報酬の検討にあたり、当社は、現在、独立社外取締役の関与・助言を得るための仕組みを導入しておりませんが、今後、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための仕組みを

導入することを検討してまいります。

⑷ 代表取締役が各方面より意見を聞き、下記の方針に基づき、業績、人格、識見などを総合的に勘案し、その責務にふさわしい人選を行ない、取締役会は、その後会社法上の必要な手続を経た上で決定しております。なお、取締役候補の指名の検討にあたり、当社は、現在、新任取締役候補について独立社外取締役による面接や取締役会での自由闊達な議論により独立社外取締役による積極的な関与・助言を得ておりますが、今後、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための方針と手続を検討してまいります。

(経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針)
・ 執行役員以上の経営陣幹部・社内取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランス、ジェンダーや国際性の面を考慮し、会社の規模にも照らして的確かつ迅速な意思決定が実施できること、並びに法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を基準として、総合的に判断して選任・指名する。

・ 社外取締役候補については、(イ) 企業経営者として豊富な経験を有する者、(ロ) 経済、経営、法律、会計等の企業経営に関わる専門的な知識を有する者、又は、(ハ) 広く政治、社会、文化、学術等、企業経営を取り巻く事象に深い知見を有する者から、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスを考慮し、実効的な経営の監督や有用な助言の提供、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献を為し得るかを総合的に判断して指名する。

・ 監査役候補については、財務・会計及び法律等に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に判断して指名する。

・ 経営陣幹部の解任の方針と手続きについて、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断されるときには、独立社外取締役が出席する取締役会にて十分な審議を尽くしたうえで、決議する。

⑸ 取締役・監査役候補者の選解任にあたり、その選解任理由を「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。また、「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに当社HPに掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則 4-1-1】
次の事項は、取締役会の決議を経るものとしております。
①会社法及び他の法令に規定された事項、②定款に規定された事項、③株主総会の決議により委任された事項、④その他経営上の重要な事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしております。
①業務の執行の状況その他会社法及び他の法令に規定された事項、②その他取締役会が必要と認めた事項

【原則 4-9】
当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の独立性基準を独自に定め、これに該当する者を独立社外役員として選任しております。

(独立社外役員の独立性基準)
当社は、独立社外役員候補者の選定にあたり、下記の独立性基準を設けることとし、これらの基準のいずれにも該当する者から独立社外役員を選任することとする。なお、独立社外役員は、就任後においても、当該独立性基準に従った独立性を維持するよう努める。

1. 現在CDGグループ (注1) の取締役 (社外取締役を除く) 、監査役 (社外監査役を除く) 、執行役員又は使用人でなく、また、過去においてもCDGグループの取締役 (社外取締役を除く) 、監査役 (社外監査役を除く) 、執行役員又は使用人であったことがないこと。
(注1) CDGグループとは、株式会社CDG及び株式会社CDGの子会社をいう。

2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、CDGグループの大株主 (注2) 又は当該大株主の取締役、執行役、監査役、執行役員若しくは使用人であったことがないこと。
(注2) 大株主とは、会社の総議決権の10%以上に相当する株式を保有する者をいう。

3. CDGグループの主要な取引先企業 (注3) の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
(注3) 主要な取引先企業とは、直前事業年度及び過去3事業年度における取引の支払額又は受取額がCDGグループ又は取引先 (親会社及び重要な子会社を含む) の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

4. CDGグループから多額の寄付 (注4) を受けている法人、団体等の理事、監事又は取締役、執行役、監査役、執行役員若しくは使用人その他これに類する者でないこと。
(注4) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は寄付先の連結売上高若しくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。

5. CDGグループとの間で、社外役員の相互就任 (注5) の関係にある会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
(注5) 社外役員の相互就任とは、CDGグループ出身者 (過去10年間においてCDGグループの業務執行者であった者をいう) を社外役員として受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社から、当社が社外役員を迎え入れることをいう。

6. 過去5事業年度のいずれかにおいて、CDGグループの会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は従業員であったことがないこと。

7. CDGグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産 (注6) を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者) 。
(注6) 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていること、団体の場合は過去3事業年度の各年度におけるCDGグループの年間連結総売上高の2%以上の支払いがあることをいう。

8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族又は生計を一にする者でないこと。
① CDGグループの取締役、監査役、執行役員又は重要な使用人 (注7)
② 過去5事業年度のいずれかにおいて、CDGグループの取締役、監査役、執行役員又は重要な使用人であった者
③ 上記2. から7. で就任を制限している対象者
(注7) 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。

9. その他、当社の独立社外役員として職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと。

【補充原則 4-11-1】
当社の取締役会は、業務執行取締役5名及び社外取締役3名（うち独立社外取締役2名）の合計8名の取締役で構成されており、的確かつ迅速な意思決定を継続し、規模としては適切と考えております。またその構成も国籍や人種、性別にとらわれず、各事業の経営や喫緊の課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力等のバランスのとれた構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引続き従来の規模・構成に関する考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則 4-11-2】
取締役及び監査役の兼任状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」の事業報告において開示しております。

【補充原則 4-11-3】
当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みのさらなる強化のために必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的とし、2017年度から取締役会の実効性に関する分析・評価を開始しております。2018年度の概要については、2019年6月13日付にて当社ホームページに掲示しております。

【補充原則 4-14-2】
当社では、取締役及び監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任し、取締役会全体の実効性を高めることとしております。また、これを踏まえ、社外取締役、社外監査役を含む取締役及び監査役に対して、就任時における当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、その役割・責務に対する十分な理解や在任中におけるこれらの知識・理解の継続的な更新を目的に、個々の取締役及び監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋（外部講習会・外部交流会等）並びにその費用の支援を行います。

【原則 5-1】
（株主との建設的な対話に関する方針）
・株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて積極的に行う。
・株主との対話は、IR担当部門が担い、業務本部管掌役員が統括する。株主から個別の要望がある場合には、必要に応じて社長、業務本部管掌役員等と対応方法を検討し、適切に対応する。
・株主との対話を合理的かつ円滑に行うため、IR担当部門が中心となり、関連部門と連携をとり情報の共有を図る。
・原則として年に2回、株主構成の把握を行い、能動的なIR活動に活用する。
・株主に対して、事業報告書の発行や当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解に資する情報の提供を行う。
・株主との対話を通じて得られた意見や質問等は、必要に応じ、業務本部管掌役員を通じて取締役会に報告し、経営に反映することにより企業価値の持続的な向上に活用する。
・株主との対話において、インサイダー情報の管理については、フェアディスクロージャーを徹底し、適切に対応する。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とする。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
藤井　勝典	2,349,790	41.59
株式会社伊予銀行	279,000	4.94
ＣＤＧ取引先持株会	209,000	3.70
ＣＤＧ社員持株会	132,710	2.35
アライドアーキテクツ株式会社	100,000	1.77
藤井　敦	99,600	1.76
株式会社池田泉州銀行	90,000	1.59
岸本　好人	75,700	1.34
第一生命保険株式会社	66,000	1.17
上田　浩史	54,900	0.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹原　相光	公認会計士											
西野　満也	他の会社の出身者											
宗次　涼子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹原　相光		他の会社の出身者であります。	同氏は、公認会計士としての専門的見地から、主に会計及びコンプライアンス等に関して意見を述べるなど、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。

西野　満也	○	他の会社の出身者であります。 なお、独立役員に指定しております。	同氏は、大手金融グループにおいて執行役員や取締役を歴任するなど、会社経営に対する豊富な知識と経験を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいており、リスクマネジメントの強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
宗次　涼子	○	他の会社の出身者であります。 なお、独立役員に指定しております。	同氏は、複数企業の代表取締役や、そのグループ会社の取締役を歴任しており、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また、女性の活躍支援、企業の女性活躍を促進する活動にも力を注いでおり、当社においてもダイバーシティ・マネジメント等に大きな貢献をしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では内部監査の重要性に鑑み、独立した内部監査室を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行なっております。
また、監査役と内部監査室との連携並びに相互補完を進めるため、年次監査計画の立案段階における意見交換に始まり、個別案件の内部監査実施毎に情報交換会を開催しており、当社内部統制の機能状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行なっております。こうした情報交換を通して監査役は、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について、個別詳細な現状も含めて一層タイムリーに理解することができますので、当該リスクを回避・軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討はもとより、監査効率と監査効果を高めることが出来ると認識しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大坪　教光	他の会社の出身者													
伊藤　拓	弁護士													
武地　義治	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大坪　教光		過去において当社での勤務実績はございません。	同氏は、大手金融グループにおいて執行役員、グループ子会社の取締役、監査役、常務執行役員、コンプライアンスオフィサーを歴任するなど、会社経営に対する豊富な知識と経験を有しております。その知識を監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
伊藤　拓	○	過去において当社での勤務実績はございません。	同氏は、弁護士としての専門的見地から、主に企業法務及びコンプライアンス等に関して意見を述べるなど、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
武地　義治		過去において当社での勤務実績はございません。	同氏は、税理士として豊富な財務及び会計の知識を有するとともに、企業経営者としても豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2016年8月に付与を実施いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2016年8月に付与を実施いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会決議により年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められています。また、監査役報酬額は、2003年6月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と定められています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従スタッフは設置しておりませんが、必要に応じて管理部にて適宜対応する体制としております。情報伝達体制につきましても管理部にて実施、取締役会の議題に関する資料の事前配布、必要に応じて事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社では取締役会決議により、当社が必要と認めた者を相談役・顧問等を選任できる制度がありますが、現在対象者がいないうえ、創業以来就任した者もございません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会
当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関として位置づけ運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。また、子会社の重要事項につきましても、グループ経営の観点から当社の取締役会で報告を行なっております。

2．監査役会
当社の監査役会は監査役4名で構成されており、定期的に監査役会を開催しております。各監査役は定時及び臨時取締役会に出席するとともに、その他重要会議にも出席を行い、取締役の業務執行に対する具体的な意見を具申するとともに、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、監査の有効性・効率性を高めるため内部監査室とは積極的な情報交換を行い連携を保つとともに、監査法人の独立性を監視し、監査法人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより監査法人とも連携を図っております。なお、監査役のうち3名は社外監査役であります。

3．会計監査人
当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。

4．独立役員
コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みのひとつとして、独立役員3名（社外取締役2名、社外監査役1名）を指定しております。

5．内部監査室
当社の内部監査室は、内部監査室長にて構成されており、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。内部監査室長は毎期監査計画を作成し、その監査計画に従って監査業務を実施するとともに、必要に応じて監査役及び監査法人との調整・連携を図り、効率的な監査業務の遂行を行っております。

6．幹部会
毎週開催される、社長、取締役及び各部門の指定メンバーが参加する会議において、経営、事業の遂行に関する事項について部門横断的に活発に協議、決定し、部門間での情報共有及び部門間での重要事項の方向性の確認を行うとともに、事業展開上のリスク要因となる可能性が考えられるものの洗い出しを行い対策を検討しております。

7．弁護士及び監査法人等その他第三者の状況
当社は、弁護士法人大江橋法律事務所及び弁護士法人祝田法律事務所と顧問契約を締結し、法律問題に関し適時に助言と指導が得られる体制をとり、国内及び海外の諸問題について随時相談することで、会社運営上の法的リスクの軽減を図ると共に、経営に対する法的コントロールを

機能させ、コンプライアンスを強化しております。また、有限責任監査法人トーマツの会計監査を定期的に受けるほか、会計上の問題点については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。税務関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しております。3名の社外取締役を含む取締役会において、経営の重要課題に関する意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会がそれを監視する体制が、当社経営において有効であると判断するためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会招集通知の開示を当社ホームページに5月31日（株主総会開催日の26日前）に行なっております。また、株主総会のビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、決算短信（年4回）、事業報告書（年2回）、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	個人情報保護規程を制定・運用するとともに、プライバシーマークを認定取得しております。また、個人情報保護方針を策定し、当社のホームページ及び事務所等に掲示しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	地球環境に対する意識、関心が年々高まっており、企業、一般消費者を問わず、環境に対する責任が求められています。このニーズに応えるため、当社は事業活動を通して、人と地球環境にやさしい企業を理念に据えて、多様なビジネスのニーズに応えていきたいと考えています。その他、ISO14001を取得し、省資源・省エネルギーでの事業活動推進を行っております。その他、当社は社会福祉法人への継続的な寄付活動など、積極的・能動的なCSR活動を行っております。
その他	経営方針の中核事項として「三位一体満足の経営」を掲げ、株主・顧客・社員の満足度を追求していくこととしております。 また、当社従業員の半数以上は女性であり、女性の活力を今まで以上に発揮してもらうことが必要と考えております。そのような事から当社では社外取締役に女性を登用し、これまで以上に女性の意見を経営に反映していく方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート･ガバナンスは経営者が自己の責任をどのように果たしているかについて、株主をはじめとしたステークホルダーに説明できるように、自己の企業経営という職務を果たすための仕組みであると考えており、それはリスクマネジメントと統合された内部統制そのものであると認識しております。そういう意味で当社におきましては、有効なリスクマネジメントと統合された内部統制を構築･維持することによって、はじめて企業責任を全うすることが確保出来る前提にあると考えております。また、法令遵守の意味で使用されることの多い「コンプライアンス」について、当社においては関連法規の遵守という限定的な範囲ではなく、経営理念を前提とした社内ルール等への遵守も含むものと理解しており、経営管理のプロセスであるPDCAサイクルの中に組み込まれた活動として位置づけております。また設定した仕組みが形骸化しないためにも、定期的な定量的評価が必要であると考え、内部監査においてその実態を調査、分析してフィードバックできるように、一定のモニタリングを実施しております。

【内部統制の体制整備の基本方針等】
当社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役並びに取締役会、及び監査役、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとし、以下の通り内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
⑵ 代表取締役社長は、社内規則に定めるとおり取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
⑶ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視･監督する。
⑷ 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成･保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
⑵ 法令または取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。
⑶ 取締役の職務執行に係る情報の作成･保存･管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの洗い出しを行えるよう、代表取締役社長、取締役及び指名メンバーが参加する会議を週次で開催することとする。
⑵ 特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
⑵ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを関係会社管理規程に定める。
⑵ 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視･監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
⑶ 当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを監査役監査規程に定める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができることとする。
⑵ 監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力による不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たないことを基本方針としております。また、対処方法に関し「反社会的勢力対応マニュアル」作成し、従業員に周知徹底するとともに、担当統括部署を管理部とし、対応に当たっては管理部が中心となって顧問弁護士や必要に応じて警察など、外部専門機関と連携して対応を行ないます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

